

# 登別市との電子契約に関する説明会

主催：登別市役所 総務部 契約・管財グループ  
運営：弁護士ドットコム株式会社

## 次第

1. 電子契約の概要とメリット
2. 電子契約サービス「クラウドサイン」とは
3. クラウドサインでの契約締結方法
4. よくある質問
5. 電子契約の利用にあたってのご案内
6. 質疑応答

# 弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社（英文表記：bengo4.com,Inc.）
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
設立	2005年7月4日
資本金	454百万円（2023年3月現在）
上場市場	東京証券取引所プライム市場（証券コード：6027） 2014年12月11日上場



元榮 太一郎  
創業者  
代表取締役社長  
弁護士

## 弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。  
 弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、  
 法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。



# 電子契約の概要とメリット

## 紙契約が引き起こす課題

製本や郵送の準備に  
手間がかかる…

押印のために出社を  
しなければならない



業務スピードの低下

契約締結までに  
1週間以上必要

過去に締結した  
契約書の確認に  
時間がかかる

## 紙契約が引き起こす課題

人件費

郵送費

保管費

印紙代



膨れる間接コスト

## インターネット上で 契約締結から契約書管理まで可能なサービス



## 契約締結のスピードアップ&業務効率化

従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結



サイトへの文書のアップロード・メール送信のみで契約が完了  
スピード締結を実現します

## コストの削減



## いつでもどこでも契約締結が可能に



✓ 在宅勤務で契約

✓ 出張中・移動中にも契約

# クラウドサインでの契約締結方法

事業者様にクラウドサインで契約書が送信されると  
皆さまにはクラウドサインからメールで確認依頼が届きます

●●市 ●●課（●●市）から 「デモ用\_秘密保持契約書」の確認依頼が届いていま す 受信トレイ x

クラウドサイン <support@cloudsign.jp>  
To 自分

13:19 (9分前) ☆ ↩ ⋮

The screenshot shows an email interface with a central content area. At the top of the content area is the CloudSign logo. Below it is a blue header bar with the text '確認依頼' (Confirmation Request). The main body of the email contains the following text: '株式会社デモ商事 田中 太郎 様' (Mr. Takeda, Demo Company), '書類の確認依頼が届きました。' (We received your document confirmation request.), and 'デモ用\_秘密保持契約書' (Demo Confidentiality Agreement). Below this is a 'From' field with '●●市 ●●課様' (City/Department). A prominent red button with white text says '書類を確認する' (Check Document) with the URL '(URL有効期限 2025/08/31 (日) 15:30)'. At the bottom, a small note states: '有効期限を過ぎてしまった場合は送信者に再配信を依頼してください。' (If the validity period has expired, please request re-delivery to the sender.)

ブラウザ上で契約書の内容を確認します。

書類内容の確認

この書類を転送する 同意せず却下する

書類の内容をご確認の上、問題なければページ下部の「書類の内容に同意」ボタンを押してください。

デモサンプル.pdf

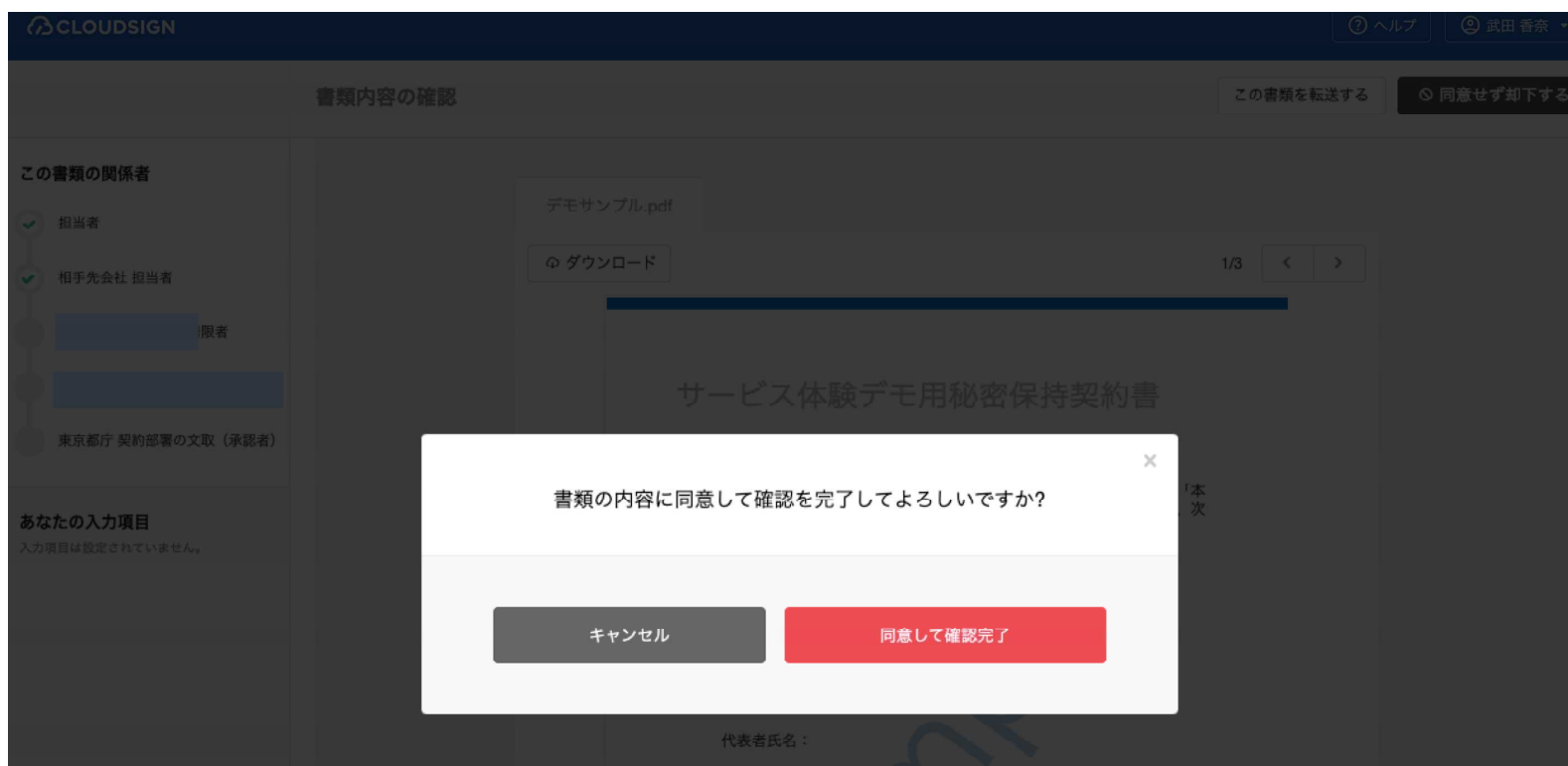
ダウンロード

1/3

### サービス体験デモ用秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲乙間において相互に開示された情報につき、次のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

内容を確認し、問題なければ「同意して確認完了」という赤いボタンを押します。



全員がクラウドサインで同意を行うと  
電子署名が付与済みのPDFファイルの契約書が添付されたメールが届く



PDFファイルが契約書原本となりますので、  
必ず適切に保管・管理ください。

## メール内のURLからダウンロードする場合

メール内のURLからアクセスして**契約書をダウンロード**してください。  
メール内のURLは**10日間のみ有効**です。



締結完了 [共有] - 添付されていません

クラウド 花子様

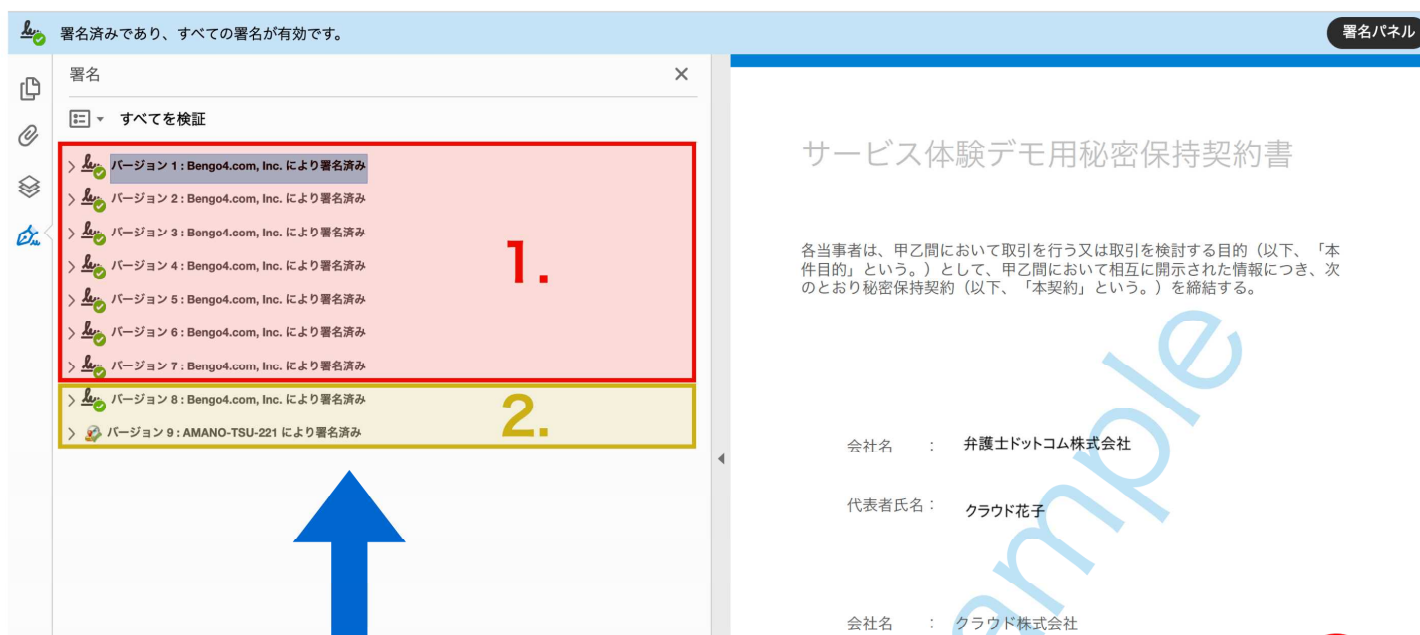
書類の合意締結が完了しました。

書類のファイルサイズが規定を超えたため、メールへの添付ができませんでした。

2019/08/01 (木) 16:00までに下のボタンよりダウンロードしてください。

**書類をダウンロードする**  
(URL有効期限 2019/08/01 (木) 16:00)

## Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開き、 署名パネルで電子署名・タイムスタンプが確認できます



- 1.電子署名（赤の枠線部分）
- 2.タイムスタンプ（黄色の枠線部分）

各バージョンを展開すると、  
「署名の詳細」に電子署名の詳細をご確認いただけます。

※一般的なフローにおける各バージョンの記載例

- バージョン1：書類ID（固定）
- バージョン2：担当者の送信／同意（不可視署名）
- バージョン3：送信承認者の同意（不可視署名）
- バージョン4：相手方担当者の同意（不可視署名）
- バージョン5：相手方最終確認者の同意（不可視署名）
- バージョン6：担当者のフリーテキスト（日付）
- バージョン7：担当者の同意（不可視署名）
- バージョン8：タイムスタンプ付き電子署名
- バージョン9：文書タイムスタンプ



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919>

# よくある質問



事業者側もクラウドサインとの契約が必要ですか？

**不要です**

アカウント作成は不要です。  
費用もかかりません。





インストールなどの  
事前準備が必要ですか？

**不要です**

インターネットを利用して締結をします。  
推奨環境：Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge  
※Internet Explorerは非推奨です





締結後の書類は  
どう保管すればいいですか？

PDFファイルが原本となります。  
PDFファイルを可読性・検索性を担保できる場所で  
保管してください

■ 電子帳簿保存法に対応した保存方法の詳細はこちら

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>



## 真実性確保の要件 ※ 1 or 2 の対応を推奨

### 1. 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成することで、ITサービスの導入無しで対応可能。  
国税庁のHPよりサンプルのダウンロードできます。

### 2. クラウドサインの導入

1とは別の対応方法として「データの訂正削除を行なった場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用」の要件が設定されています。  
クラウドサイン上に保存された契約書は訂正・削除ができないため、要件を満たします。

## 検索機能の確保の要件 ※ 1～3のどれかの対応を推奨

1. ファイル名に「取引年月日」「取引先」「取引金額」をいれる
2. 締結済み書類データの台帳をExcelなどで作成をする

締結済み書類データのファイル名に連番を付して、情報を後から検索できるように別途Excelなどのソフトで台帳を作成することで、検索機能の確保の要件を満たすことが可能です。

### 3. クラウドサインの導入

クラウドサインを導入した場合、受け取った書面も自動的にクラウドサイン内に保存されます。保存された契約書は、「取引年月日」「取引先」「取引金額」等の情報で検索できます。



PDFの契約書の編集は可能ですか？

ファイル名の変更は可能ですが、  
マーカーを含め内容を編集すると  
電子署名は無効となります。



困ったときはこちらまで

## ヘルプセンター [\(https://help.cloudsign.jp/ja/\)](https://help.cloudsign.jp/ja/)

フリーの検索ワードでQ&Aを検索できます



## チャットサポート

対応時間：平日10:00~18:00



機能・操作などに関する質問は、自治体に問い合わせるのではなく  
クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご覧ください